

全般	計画	土づくり	苗づくり	植付け	初期	中期	後期	収穫	調製	出荷
----	----	------	------	-----	----	----	----	----	----	----

廃棄物の適正な処理・利用

規範項目34

必須・重要・推奨

安

環

農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理

農業生産活動に伴い発生する廃棄物については、産業廃棄物や事業系一般廃棄物として、法に基づき、適正な処理の実施が義務付けられており、農業者は、農業活動で発生する廃棄物の減量に努め、発生した廃棄物を適正に処理しなくてはなりません。また、農業生産活動に伴い発生する廃棄物を野焼きなど不適切に処理することは、法令で禁止されています。

取組事項

- ・ 農業生産活動に伴い発生する廃棄物は、地域の回収処理システム等を利用するなどにより、資格のある産業廃棄物処理業者に処理を委託する。
- ・ 「不法投棄」や「不法な埋め立て」、猛毒のダイオキシンが発生しやすい「野焼き」は法律で禁止されているので、絶対に行わない。

農業生産活動に伴って発生した廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」）」に基づき、産業廃棄物及び一般廃棄物に分類されます（右ページ参照）。

これら廃棄物は、法に従い、産業廃棄物は産業廃棄物処理業者に、一般廃棄物は一般廃棄物処理業者等に処理を委託する必要がありますので、不法投棄などの不適切な処理は絶対に行わず、排出事業者の責任において、許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託しましょう。

なお、農業用廃プラスチック類については、適正な処理を小規模な農業者が個々で実施することが困難なため、地域における組織的な回収システムが実践されています。これらを積極的に活用し、適正な処理を行いましょう。

【農業用廃プラスチック類の地域回収に係る留意点】

- (1) 事前の分別の徹底
塩化ビニルフィルム（農ビ）、ポリオレフィン系（農PO、農酢ビ、農ポリ）など種類別に分別するとともに、飛散防止に使われている金具等や、土砂、金属などの異物は完全に取り除いてください。
- (2) しっかりとした梱包
ハウスから取り外した被覆資材や肥料の空袋など、同種類のものにまとめ、20kg程度の大きさでつづら折りにし2～3カ所を縛ります。
なお、分別や梱包方法等は、各地域により違う場合があるので農協等に確認してください。

【廃農薬の処理】

農薬は必要な量を購入し、使い切りが原則です。やむを得ず農薬が残った場合には、農協や購入先の業者を通じて農薬メーカーに処分を依頼するか、または、許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託する必要があります。

【廃棄物の処理に関する記録】

産業廃棄物処理業者に処理を委託する場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、運用・管理することが法律で定められていますので、次の点に留意しましょう。

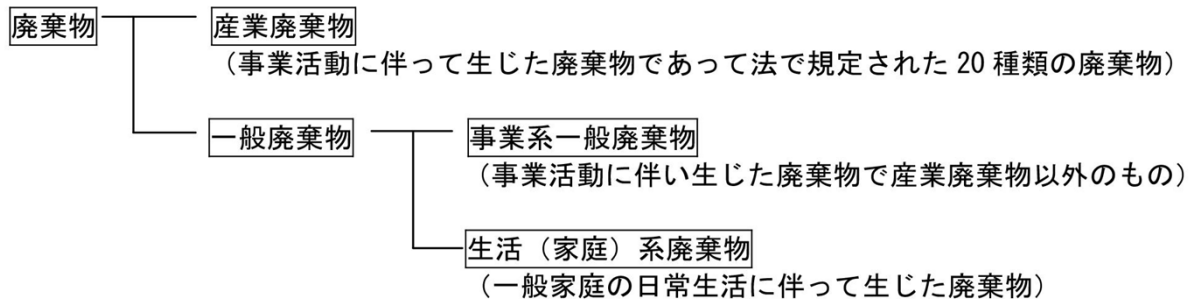
- (1) 個人が処理をした場合、マニフェストの運用、保管は個人が行うこととなります。廃棄物の種類、数量、処理業者がわかるよう必ず記録をつけましょう。
- (2) マニフェストによる記録は、法令で5年間保管することが義務付けられています。
- (3) 地域回収等、農協を通じて処理した場合、マニフェストの運用、保管は農協が行います。

【不法な処理の禁止】

「不法投棄」などの不法な処理をした者（未遂含む）は、次の罰則が課せられます。

- (1) 野焼きをした者：5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はこれを併科
- (2) 不法投棄をした者：5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はこれを併科（法人に対しては3億円以下の罰金）

■ 廃棄物の分類

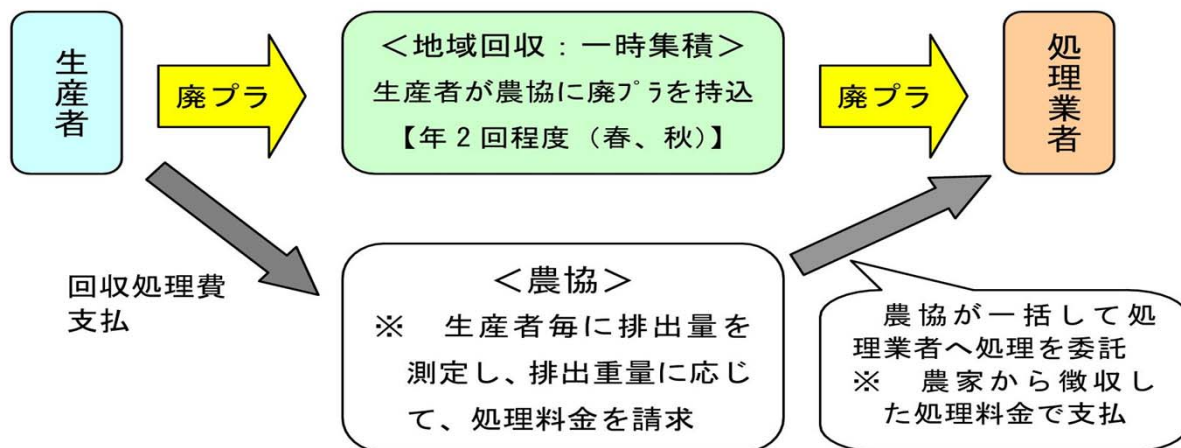


注：特別管理産業・一般廃棄物は省略

■ 農業生産活動で発生する主な廃棄物の区分と種類

産業廃棄物(法令で規定)	事業系一般廃棄物
<ul style="list-style-type: none">・農業用廃プラスチック類 (ビニールハウスやトンネル、マルチ等の被覆資材、ポリ容器、波板、育苗箱、肥料や農薬の空袋・容器等)・廃農薬(期限切れ農薬等)・釘、針金、ビニペット、鉄管・機械部品、廃油・ハウスの廃資材(鉄骨等) など	<ul style="list-style-type: none">・紙類、段ボール類、木材・作物残さ(摘葉、栽培終了後の株等) など

■ 農業用廃プラスチックの地域回収システムのイメージ



農協毎に回収時期や回数等が違いますので、事前に確認するなど適正な処理を実践しましょう。

【根拠法令等】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
- 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）